

財団法人日本環境整備教育センター

役員在任年齢規程

（目的）

第1条 この規程は、財団法人日本環境整備教育センターの役員在任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

（常勤役員の在任年齢）

第2条 常勤役員の在任年齢は、原則として満70歳までとする。また、国家公務員出身者にあつては、満65歳までとする。ただし、専門的学識者で特に必要と認められる者については、この限りでない。

（理事長等の在任年齢）

第3条 理事長及びこれに相当する職に常勤としてある者で特別な事情がある場合には、前条の限りではない。

（非常勤役員の在任年齢）

第4条 役員のうち、非常勤である役員については、原則として満80歳とする。

（退任日）

第5条 任期中に第2条及び第4条に定める年齢に達したときは、任期満了をもって在任年齢到達日とする。

（特別措置）

第6条 当該役員の知識及び経験等が、適正な業務運営上特に必要があつて、国民の信頼を確保する観点からみても適切と判断される場合においては、理事会及び評議員会の承認を得て、この規程を適用しないことができる。

附則

この規程は、平成17年9月30日から実施する。